

申請書を記入する手間と交付時間の節約!!

証明書発行請求機について



証明書発行請求機で請求できる証明書

不動産登記

1. 全部事項証明書
2. 現在事項証明書
3. 地図証明書・図面証明書

商業・法人登記

1. 履歴事項証明書
2. 現在事項証明書
3. 閉鎖事項証明書
4. 代表者事項証明書
5. 印鑑証明書

※ ただし、証明書発行請求機で請求できない証明書も一部ございます。詳しくは、窓口職員にお尋ねください。

大阪法務局では、以下の登記所等にタッチパネル方式の証明書発行請求機を設置しています。

請求書の記載が不要で、発行された交付番号票と引換で証明書が受け取れます。是非ご利用ください。

本局不動産登記部門

本局法人登記部門

北大阪支局

東大阪支局

堺支局

岸和田支局

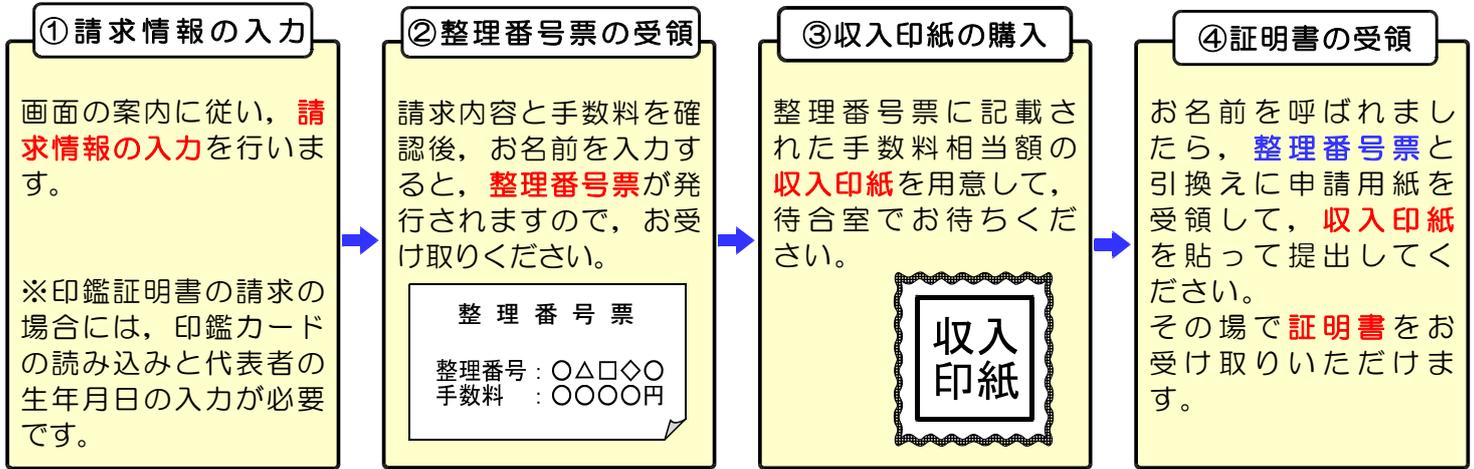
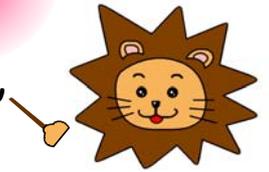
北出張所

天王寺出張所

池田出張所

枚方出張所

証明書発行請求機による 登記事項証明書等の請求の流れ



- ☆ 1通当たりの枚数が20枚を越えるような情報量の大きい証明書については、この請求機は御利用できません。
- ☆ 一度に請求できる各証明書の出力通数は最大99通です（地図・図面証明書は最大10通）。会社・法人の証明書の請求手続は、一つの会社・法人ごとに行ってください。
- ☆ 要約書の請求には、御利用できません。
- ☆ 整理番号エラーが発行された場合には、窓口職員にお申し出ください。
- ☆ その他ご不明な点がございましたら、窓口職員にお尋ねください。



◆ 受付時間 ◆

月曜日 ～ 金曜日 午前 8:30 ～ 午後 5:15

(国民の祝日・休日及び年末年始を除く。窓口開庁時間と同じです。)